

福岡県公報

平成17年5月6日
第2383号

目 次

告 示 (第909号—第933号)

○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 8
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 8
○保安林の所在場所等	(治山課) 8
○保安林の所在場所等	(治山課) 8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 9
○保安林の所在場所等	(治山課) 9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11
○保安林の所在場所等	(治山課) 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 12

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター課) 12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 14
○落札者等の公示	(行政経営企画課) 16

公安委員会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示の一部改正	(警察本部留置管理課) 17
○家畜伝染病の発生	(畜山課) 17
○鶏等の移動禁止	(畜山課) 17

告 示

福岡県告示第909号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営大和地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	平成17年5月6日から 平成17年6月3日まで	柳川市役所大和庁舎

福岡県告示第910号

飯塚市上相田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
肘井民祐	飯塚市大字相田923番地
村瀬保	" " 1272番地
小畠一之	" " 762番地
綾田元次	" " 939番地の5
今村隆	" " 907番地の20
肘井義則	" " 1548番地
肘井静男	" " 1463番地の6
小畠誠一	" " 975番地

2 退任監事

氏名	住所
肘井和範	飯塚市大字相田1513番地
小畠政信	" " 884番地の4

3 就任理事

氏名	住所
村瀬保	飯塚市大字相田1272番地
肘井義則	" " 1548番地
相田吉治	" " 939番地4
岩村静男	" " 832番地の11
小野智徳	" " 916番地
小畠太	" " 855番地の2
肘井静男	" " 1463番地の6
嶺美明	" " 961番地の2

4 就任監事

氏名	住所
肘井郁秀	飯塚市大字相田1485番地
高井正	" " 843番地の2

福岡県告示第911号

飯塚市建花寺地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
小畠和多留	飯塚市大字建花寺635番地
淀川巖	" 大字伊川1052番地

2 退任監事

氏名	住所
野見山一登	飯塚市大字建花寺375番地

3 就任理事

氏名	住所
村瀬精一	飯塚市大字建花寺717番地
淀川貴浩	" 大字伊川1052番地

4 就任監事

氏名	住所
野見山九州男	飯塚市大字建花寺333番地

福岡県告示第912号

大刀洗西部第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法

(昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
柳正嗣	三井郡大刀洗町大字下高橋3936番地2
古賀倬馬	" " " 3824番地
石内彪	" " " 1070番地
樋口安高	" " " 69番地1
古賀市次	" " " 3786番地1
一木治男	" " " 3326番地

2 退任監事

氏名	住所
久保山久義	三井郡大刀洗町大字下高橋3246番地1
柳重刀	" " " 3962番地6

3 就任理事

氏名	住所
柳正嗣	三井郡大刀洗町大字下高橋3936番地2
古賀倬馬	" " " 3824番地
石内彪	" " " 1070番地
樋口安高	" " " 69番地1
一木治男	" " " 3326番地
北原一男	" " " 3791番地1

4 就任監事

氏名	住所
久保山久義	三井郡大刀洗町大字下高橋3246番地1
山内常治	" " " 3959番地1

福岡県告示第913号

高家土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
石松芳城	遠賀郡遠賀町大字上別府1030番地の1
石松守	" " " 1013番地
高一芳	" " " 279番地
岩崎昭幸	" " " 2033番地
筋田良秀	" " " 2267番地の2
石松實	" " " 1031番地
石松博明	" " " 1685番地
筋田靖之	" " " 1683番地

2 退任監事

氏名	住所
中西豊	遠賀郡遠賀町大字別府3079番地
舛田三吾	" " 大字上別府1046番地

3 就任理事

氏名	住所
石松芳城	遠賀郡遠賀町大字上別府1030番地の1
石松守	" " " 1013番地
高一芳	" " " 279番地
岩崎昭幸	" " " 2033番地
筋田良秀	" " " 2267番地の2

石松 實	" "	" 1031番地
石松 博明	" "	" 1685番地
筋田 靖之	" "	" 1683番地

4 就任監事

氏名	住所
中西 豊	遠賀郡遠賀町大字別府3079番地
舛田 三吾	" " 大字上別府1046番地

福岡県告示第914号

大谷・天生田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中村 良三	行橋市大字天生田920番地

2 就任理事

氏名	住所
高山 隆行	行橋市大字天生田144番地3

福岡県告示第915号

中山間諫山土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
持永秀春	京都郡勝山町大字矢山549番地1
福山和男	" " " 290番地1
宮崎清司	" " 大字浦河内767番地
山田房士	" " 大字上矢山710番地
前田豊徳	" " 大字上矢山1360番地
柿野正喜	" " 大字岩熊477番地3
渡邊修	" " 大字浦河内1129番地1
井上英敏	" " " 502番地3
向井一吉	" " " 749番地1
柿野義直	" " 大字宮原95番地

2 退任監事

氏名	住所
桃坂武	京都郡勝山町大字浦河内974番地1
福山敏夫	" " 大字矢山172番地1
中原敏則	京都郡勝山町大字宮原246番地2

3 就任理事

氏名	住所
持永秀春	京都郡勝山町大字矢山549番地1
福山和男	" " " 290番地1
宮崎清司	" " 大字浦河内767番地
山田房士	" " 大字上矢山710番地
前田豊徳	" " " 1360番地
柿野正喜	" " 大字岩熊477番地3
渡邊修	" " 大字浦河内1129番地1
井上英敏	" " " 502番地3
向井一吉	" " " 749番地1

柿野義直	〃〃大字宮原95番地
------	------------

4 就任監事

氏名	住所
桃坂武	京都郡勝山町大字浦河内974番地1
福山敏夫	〃〃大字矢山172番地1
中原敏則	〃〃大字宮原246番地2

福岡県告示第916号

今元土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
秋永保行	行橋市大字今井2051番地5
福田英教	〃大字金屋258番地1
中村三郎	〃大字今井2120番地
白石正幸	〃大字金屋280番地
福田鼎	〃大字金屋344番地10
福田直三郎	〃〃330番地1
末松兵一郎	〃大字今井2085番地
福島壽雄	〃〃2068番地1
藏本高春	〃〃2402番地5
奥廣義	〃〃2097番地
有松良清	〃〃2116番地
宮岡芳美	〃〃2147番地1
福島勝	〃〃2052番地

末永修崇	〃〃2055番地
庄野健治	〃〃1785番地
木下眞之助	〃〃1733番地
川上貢	〃大字沓尾162番地
中勝教	〃北泉四丁目35番23号
川端靜夫	〃南大橋二丁目6番1号

2 退任監事

氏名	住所
福田政勝	行橋市大字金屋358番地3
橋本幸作	〃大字今井2156番地1

3 就任理事

氏名	住所
秋永保行	行橋市大字今井2051番地5
福田英教	〃大字金屋258番地1
中村三郎	〃大字今井2120番地
白石正幸	〃大字金屋280番地
福田鼎	〃〃344番地10
福田直三郎	〃〃330番地1
末松兵一郎	〃大字今井2085番地
福島壽雄	〃〃2068番地1
藏本高春	〃〃2402番地5
奥廣義	〃〃2097番地
有松良清	〃〃2116番地
宮岡芳美	〃〃2147番地1
福島勝	〃〃2052番地
末永修崇	〃〃2055番地
庄野健治	〃〃1785番地

福島 多實二	〃 〃 1796番地
大川和利	〃 大字沓尾168番地
中勝教	〃 北泉四丁目35番23号
川端 靜夫	〃 南大橋二丁目6番1号

4 就任監事

氏名	住所
福田政勝	行橋市大字金屋358番地3
橋本幸作	〃 大字今井2156番地1

福岡県告示第917号

城井谷土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
渡邊一政	築上郡築城町大字上深野341番地1
青山 實	〃 〃 大字伝法寺1755番地
青山信男	〃 〃 〃 688番地1
野正文弘	〃 〃 〃 583番地
塙田 昭二郎	〃 〃 〃 1138番地
平田洋文	〃 〃 〃 777番地
白川保久	〃 〃 大字松丸769番地
横山本行	〃 〃 〃 630番地1
林素直	〃 〃 〃 189番地2
小出正男	〃 〃 〃 485番地
福間勝利	〃 〃 大字上深野304番地

中園幸一	〃 〃 700番地
------	-----------

2 退任監事

氏名	住所
山内守	築上郡築城町大字伝法寺1264番地1
林一良	〃 〃 大字松丸198番地
松本仍夫	〃 〃 大字上深野300番地1

3 就任理事

氏名	住所
渡邊一政	築上郡築城町大字上深野341番地1
青山 實	〃 〃 大字伝法寺1755番地
山内守	〃 〃 〃 1264番地1
青山信男	〃 〃 〃 688番地1
門田英世	〃 〃 〃 664番地2
浅野國夫	〃 〃 〃 349番地1
白川保久	〃 〃 大字松丸769番地
横山本行	〃 〃 〃 630番地1
林素直	〃 〃 〃 189番地2
今村和人	〃 〃 〃 491番地1
福間勝利	〃 〃 大字上深野304番地
門田康正	〃 〃 〃 303番地

4 就任監事

氏名	住所
原隆實	築上郡築城町大字伝法寺1288番地
林一良	〃 〃 大字松丸198番地
松本仍夫	〃 〃 大字上深野300番地1

福岡県告示第918号

沓尾・長井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
立花義弘	行橋市大字元永966番地

2 就任理事

氏名	住所
宮崎和禮	行橋市大字元永655番地

福岡県告示第919号

深野土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
渡邊一政	築上郡築城町大字上深野341番地1

福岡県告示第920号

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所

俵秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木富數	" " " 3305番地
佐々木光之丞	" " " 3833番地1
進藤丹治	" " " 1103番地1
大場義人	" " " 5018番地2
吉竹忠徳	" " " 1298番地
田中一	" " " 853番地2
川上彰徳	" " " 407番地

2 退任監事

氏名	住所
和田俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮崎傳夫	" " " 444番地2

3 就任理事

氏名	住所
俵秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木富數	" " " 3305番地
佐々木光之丞	" " " 3833番地1
進藤丹治	" " " 1103番地1
大場義人	" " " 5018番地2
吉竹忠徳	" " " 1298番地
田中一	" " " 853番地2
川上彰徳	" " " 407番地

4 就任監事

氏名	住所
和田俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮崎傳夫	" " " 444番地2

福岡県告示第921号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉穂郡嘉穂町大字泉河内字ナラ川99の8、112の1、112の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第922号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

下水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第923号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸572の1、667の26、2367の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第924号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字植木字大谷49の12、大字佐谷字觀音谷734

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第925号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

甘木市大字上秋月字小原2517の2から2517の4まで、2520の3、2520の4、字山本2660、大字黒川字大久保6106の1、大字佐田字大庭ノ元5355の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山本2660

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び甘木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第926号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡犀川町大字扇谷1、43、55、89の4、89の6、107、189の2、191、231の7、238の3、238の6、321、331、351、428、441、448、449、大字帆柱2の2、8、19、26、29、44、49、52、56、59、127、145、193の1、203の1、203の2、204の1、204の2、229、235の1、235の2、241、246、251の1、251の3、259の1、259の2、268の1、268の3、273の3、286、294、300の1、336、342、363、376、393の14、400の1、400の18、400の19、406の1、429、430、432、461、469の1、469の3から469の5まで、469の10、469の11、469の13、469の14、469の19、469の23、469の24、469の26、469の28、469の31、469の34、469の35、469の41、469の43、469の47、469の75、469の78、469の80、469の88、510の4、580の2、594、609の1、629、631、673、687、699、717の3、733、739、745の1、748、765、773の2、774、778、809

の1、809の3、810の1、810の3、812の1、812の3、813の1、813の3、841、1022の4、1029の5、1036、1038の1、1040、1043の1、1066、1069の1、1070、1086の1、1089、1100の1、1105の1、1108の1、1109、1112の2、1131の2、1131の4、1131の6、1131の12、1131の15、1131の20から1131の22まで、1131の24から1131の30まで、1131の32、1131の33、1131の35から1131の38まで、1147の1、1156の1から1156の3まで、1157、1158、1165、1166の2、1186、1188、1189、1194の2、1195、1199、1203、1210、1276の1、1281の1、1297の1、1297の2、1298の1、1299の1、1299の2、1305の2、1306、1312、1331の6、1331の21、1331の26、1331の29、1331の30、1352、1354、1357、1359、1361の2、1362、1365の1、1365の2、1366の1、1367の1、1381、1386の1から1386の3まで、1387、1388の1、1388の2、1390の1、1390の9、1390の11、1390の12、1391の1、1391の2、1391の5、1393の1、1393の3、1394、1397、1402、1409、1412、1413、1414の1、1424、1425、1426の5、1427、1464、1488、1490、1515の1、1520、1532の3、1532の5から1532の7まで、1532の19、1532の26、1534の2、1534の22、1537、1538、1545の1、1550、1560、1561、1564、1569、1570の1、1570の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び犀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 夢の樹

(2) 代表者の氏名

副島 俊一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市須玖北六丁目39番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害者や高齢者の通院及び入院患者の家族のための宿泊所運営を行うとともに、ボランティア活動による自立支援、高齢者の生活支援を行い、町ぐるみで障害者も高齢者も安心して暮らせるコミュニティを作ることによって広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第928号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 海ぶどう

(2) 代表者の氏名

久保 純忠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区用勾町7番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人はシニアが主体となって、社会に参画し、まちづくりの推進及び科学技術等の発展・推進並びに海事思想の普及の活動をもって、社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第929号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ヒア・アンド・ナウ

(2) 代表者の氏名

竹森 正和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡久山町大字久原2231番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大人世代に対して、芸術文化に関する支援事業を行い、コミュニケーション造りを促進し、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第930号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全国精神障害者ネットワーク協議会

(2) 代表者の氏名

山口 弘美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字明星寺25番地の3 15棟1544号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者本人による実態調査や精神障害者の自立の支援を行い、精神障害者の権利擁護を推進することにより我が国における精神障害者の救済と社会的人格を持つ人間としての復権を実現することを目的とする。

福岡県告示第931号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人 環境コア

(2) 代表者の氏名

中原 信子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区東田二丁目 5 番 8 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球環境保全を実現するために、企業、行政及び市民とともに、持続可能な循環型社会システムの形成を積極的に推進し、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡犀川町大字上伊良原1347、1370の2、1377から1379まで、1382、1384の1、1385、1386の1、1386の3、1386の4、1387、1400、1412、1449、1595、1609、1617、1627

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び犀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第933号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

甘木市大字甘木字ミノケ315番1、315番2、317番1及び317番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神3丁目1番1号

株式会社フタタ 取締役 二田 孝文

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察放置駐車違反管理システム開発業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ

らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 (ウ) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 (エ) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 (オ) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ウ 最近1か年間の事業税に係る納税証明書及び県税に未納のないことの証明並びに消費税の納税証明書（未納のないことの証明）
 - エ 法人にあっては財務諸表（申請日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様

式第2号）及び所得税確定申告の写し（申請日の属する年の直前2か年分）
 オ 法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
 カ 使用印鑑届（県との契約その他に使用するもの）（様式第3号）
 キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 ク 営業概要表（様式第4号）
 ケ 入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第5号）
 コ 競争入札参加資格審査申請書受付票（様式第6号）
 サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 ス 入札担当者委任状（様式第9号）
 セ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第11号）
 ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 タ 障害者雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 チ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し及び調査票
 (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 ウ 電話 092-641-7838

 (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
 ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

 (4) 申請の時期

この公告の日から入札の日まで隨時受け付ける。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知（様式第10号）により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年7月中に実施する「県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達する特定役務の名称

福岡県警察放置駐車違反管理システム開発業務

(2) 調達する特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年1月31日(火)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部駐車対策課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年3月福岡県告

示第553号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年6月16日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA
13	07	その他	AA

(2) 当該役務にかかるシステム開発を迅速かつ確実に納入できると認められる者

(3) 納入時までに当該システムにかかる各処理単位ごとの試験実施結果（出力内容、処理時間等）及びシステム仕様書をすみやかに提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2243
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成17年5月6日(金)から平成17年6月16日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札説明会の開催
- (1) 日時
平成17年5月23日(月) 午前10時00分
- (2) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部別館 4階 402号会議室
- (3) その他
出席者は1者につき3名までとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限

- 平成17年6月16日(木) 午後5時15分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部総務部会計課入札室
- (2) 日時
平成17年6月17日(金) 午前10時00分
- 12 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）

)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が

あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Development of Fukuoka Prefectural Police parking violation total management system
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through January 31, 2006
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:15 PM on June 16, 2005
- (5) Section where to enquire about this Notice of Tender : Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

落札者等について次のとおり公示します。

平成17年5月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る特定役務の名称
平成17年度文書等配達業務並びに仕分及び発送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部行政経営企画課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
平成17年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
ラック通運株式会社
- (2) 住所
福岡市東区多の津1丁目17番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
28,662,948円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成17年2月2日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第86号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和35年7月福岡県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年5月6日

福岡県公安委員会

「日額1,182円（朝食394円、昼食394円、夕食394円）」を「日額1,180円（朝食392円、昼食394円、夕食394円）」に改める。

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第887号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4

項の規定により次のように公示する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び類似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ニューカッスル病	鶏	患畜	130羽	小郡市干潟1958	17・4・22
ニューカッスル病	鶏	類似患畜	27,370羽	小郡市干潟1958	17・4・22

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第887号の3

ニューカッスル病のまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥、うずら及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域で移動し、又は次の区域から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜保健衛生所長が許可するものは、この限りではない。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

区域 小郡市干潟（県道132号線より南西側に位置する区域に限る。）、小郡市山隈（県道132号線より南西側及び小郡I.C北交差点から弥八郎堤の西に接する三叉路を結んだ直線の北側に位置する区域に限る。）

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)